

## 令和8年度群馬県ソーシャルリスニングツール等活用事業業務委託仕様書

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によっては、事業内容及び委託金額等に大幅に変更が生じることがあります。また、4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので御留意ください。

### 1. 委託事業名

令和8年度群馬県ソーシャルリスニングツール等活用事業業務

### 2. 事業の目的

群馬県では、県独自の情報発信体制の構築を進めているものの、ソーシャルメディアを活用した情報収集や庁内 SNS 等にかかるデータ分析等が十分に行えていない現状にある。

本業務は、ソーシャルメディアなど一般消費者の認識・欲求を収集するツールを導入し、県政上の主要なトピックについて、競合する他の自治体等との比較や、訴求対象のトレンドの詳細にかかる情報収集を行うことで、「その事業の在り方」「新しい事業のヒント・アイデア」「事業の戦略の方向性」を具体的にとらえることを目的とし、県の施策立案や効果的な情報発信に寄与するものである。更に、県保有の SNS アカウントから発信された内容の効果検証を行うことで、アカウントのフォロワーとの関係値向上や、フォロワー規模の拡大、効率的な投稿運用を実現し、庁内 SNS における発信事業の活性化を図る。

### 3. 業務期間

契約の日から令和9年3月31日まで

### 4. 分析対象

受託事業者は、次に掲げる(1)(2)の分析が行えること。分析対象メディアについては、X(旧 Twitter)(サンプリング分析も可)を必須とし、他のソーシャルメディア、掲示板、ブログ、ニュースサイト、ECサイト等を含むことができれば併せて提案すること。また、分析できる母数について明示すること(全数または10%サンプリング等)。

#### (1) キーワード分析

県が提示する庁内の事業に密接にかかわる事業ワードに係る定量及び定性分析。

#### (2) アカウント分析

県の公式アカウント(X)のうち、県が指定するものについての定量及び定性分析。

### 5. 業務の内容

受託事業者は、次に掲げる(1)～(3)の項目について業務を実施すること。

#### (1) 情報分析ツールの提供

以下の条件に適合する情報分析ツールを導入する。なお、利用期間は、契約の日から令和9年3月までを基本とし、県と事業者で調整のうえ決定する。

①以下の分析機能を有するものであること。

- ・特定のキーワード及び特定のアカウントについて、ソーシャルメディア等で言及されている件数とそのコメント内容を表示すること。
  - ・特定のキーワード及び特定のアカウントについて、言及されている内容の性質（ポジティブな内容か又はネガティブな内容か）とその割合を表示すること。
  - ・特定キーワード及び特定のアカウントにかかるメディア上の反応について、メディアを特定のうえ反応を分析し、それがどの程度のボリュームなのかを表示すること。
  - ・特定のキーワード及び特定のアカウントについて、性別や地域などの属性ごとの言及されている数や内容、その性質を表示すること。
  - ・上記の分析について、分析対象の期間を過去に遡って設定することが可能であること（12か月前まで遡っての設定ができるとなおよび）
  - ・分析を行う際に、キーワードの追加や条件の絞り込みが可能であること。
  - ・上記で行った分析結果をグラフ等で可視化し、レポート化すること。なお、グラフ及びレポートについては、PDF ファイル・エクセル・CSV ファイル形式での出力・保存ができること。
- ②上記分析機能の基本的なユーザーインターフェースが日本語で提供されていること。
- ③ 以下の環境で動作する Web ブラウザベースのものであること。
- ・ Windows10 Pro (64bit)
  - ・ Windows11 Pro
  - ・ Microsoft Edge
- ④ 2 以上のユーザーが同時接続し分析機能を使用することが可能であること。
- ⑤ 「4. 分析対象」の（1）及び（2）の分析条件の保存がそれぞれ 10 以上可能であること。
- ⑥ 導入ツールで活用する収集データに関し、収集情報についての取り扱いを承認されたライセンス証書の写しを提供すること。

## （2）情報分析ツールの導入・運用支援

- ①日本語対応した操作マニュアルの提供
- ②群馬県担当者向けの情報分析ツールについての説明会の実施（最低 2 回）
- ③情報分析ツールの操作や有効な分析条件の設定方法などに関する問い合わせ対応等サポート業務
- ④情報分析ツールを使用し得た結果に対して県が実施する分析・考察への助言

## （3）分析結果報告

契約期間（令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで）中、3 ヶ月ごとに第 1 期～第 4 期と設定し、その期間ごとに県の定める日までに報告書を提出すること。

なお、（1）の分析情報ツールから得た分析結果に基づき、分析対象の認知や評価等の現状及び今後効果的な情報発信を行うためのターゲット設定や発信内容についての考察を行う。分析条件等の詳細は、県と協議の上で決定する。考察対象はキーワード各期それぞれ 6 個以上、アカウント各期それぞれ 2 個以上とする。考察対象の総

数は年間でキーワード 24 個以上、アカウント 8 個以上とする。考察可能な各期の個数をキーワード・アカウントそれぞれについて提案時に明記すること。

報告書は適宜画像や図を用いて分かりやすいものとし、県への確認を 2 回以上実施すること。

## 6. 成果品

本業務について、次の成果品を納品するものとする。

### (1) 提出物

(ア) 分析結果報告書

(イ) 業務実績報告書

### (2) 納品方法

(ア)、(イ) 共に電子データで提出。ファイル形式は、群馬県の行政端末での閲覧が可能な形式とする。

### (3) 納期

令和 9 年 3 月 31 日

ただし、分析結果報告については群馬県と協議の上、別に定めることとする。

### (4) 提出先

群馬県知事戦略部メディアプロモーション課プロモーション戦略係

〒371 8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

(電話) 027-898-3858 (直通)

(メール) medepuro@pref.gunma.lg.jp

## 7. 業務実施体制

業務の実施にあたっては、県との連絡・調整が迅速に行えるよう本業務を指揮する業務実施責任者を配置し、その氏名等を県に通知すること。また、業務を遅滞なく遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

## 8. 留意事項

(1) 受託者は、委託事業の開始にあたって、実施体制及びスケジュールを群馬県に提示し、了承を得ること。実施内容については、県と十分調整を行うこと。

(2) 受託者は、本業務を円滑に遂行するため県と密に連絡を取るとともに、適宜委託業務の進捗状況を報告し、確認を得て、その内容を遵守すること。

(3) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。

(4) 成果物(分析結果報告)に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、所有権その他一切の権利は、群馬県が保有するものとする。

(5) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(6) 委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うこと。
- (8) 委託業務の実施に要した経費は、現金出納簿等の会計関係帳簿類及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。本事業は、国の交付金を活用して実施する予定のため、法令、国・県の会計・財務規定等に従った処理を行うこと。その他本事業は、県の監査対象であるほか、会計検査院による会計実地検査の対象となることに留意すること。
- (9) 受託者は、本事業にあたり、群馬県や関係行政機関等との打合せに際して、必要に応じて出席し、表示内容等について説明等を行うこと。これに係る資料について県から依頼された場合は、受託者の負担において用意すること。
- (10) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記しているものを除き、すべて契約金額に含めるものとする。
- (11) 委託契約に当たり、契約書及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うこと。